

最高裁秘書第259号

令和8年2月2日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年1月26日に答申（令和7年度（情）答申第101号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（情）諮問第55号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年6月16日（令和7年度（情）諮問第55号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（情）答申第101号）

件名：東京高等裁判所における特定の裁判官の常てん補先（配属部を含む。）が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和7年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

常てん補が終了したかどうか分からない令和6年7月5日時点で本件開示申出文書が本当に廃棄済みかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「実施通達」という。）記第11の2の(5)）。

東京高等裁判所において、最高裁判所事務総局人事局に提出するため、本件

開示申出文書を作成したが、本件開示申出文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、事務処理上必要な期間である上記人事局への提出時をもって、組織内で共有又は保存する必要性がないと整理し、廃棄した。東京高等裁判所の事務処理上、別紙記載の各裁判官のてん補終了の有無にかかわらず、本件開示申出文書を保有しておく必要性はなく、上記のとおり廃棄していることが不自然とはいえない。

- 2 これに対し、苦情申出人は、常てん補が終了したかどうかも分からない令和6年7月5日時点で本件開示申出文書が本当に廃棄済みかどうか不明である旨主張するが、東京高等裁判所において廃棄したことは上記のとおりである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年6月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 同月24日 審議
- ⑤ 令和8年1月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、東京高等裁判所においては、本件開示申出文書を作成したが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、最高裁判所事務総局人事局への提出時をもって廃棄したこと、東京高等裁判所の事務処理上、別紙記載の各裁判官のてん補終了の有無にかかわらず、本件開示申出文書を保有しておく必要性はないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果、裁判所においては、本務庁と異なる裁判所（常てん補先）において常に勤務を行っている場合のことを慣例として常てん補ということ、常てん補の場合、常てん補先において常に勤務を行っていることから、執務状況等については常てん補先において把握することで足り、本務庁において常てん補先が分かる文書

を保有しておく必要はないことが認められた。これらの点からすれば、本件開示申出文書については、管理通達記第4の3(4)に定められた内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、実施通達記第11の2(5)により事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされており、本件開示申出時において既に廃棄済みであったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理であるとは認められない。そのほかに、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高      橋                    滋

委      員                    長      戸      雅      子

委      員                    川      神                    裕

別紙

以下の裁判官の常填補先（配属部を含む。）が分かる文書（令和6年4月当時のもの）

- 1 特定期1のA
- 2 特定期2のB
- 3 特定期3のC